附則第百三十五条第六項の表第三項から第五項までの項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五項	第五十六条の二第一項	旧効力措置法第五十六条の二第一項
第五項第四号	連結子法人の解散にあつてはその解散の日	連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第九十三条第十五項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の二十九第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百十七条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十九第二項

附則第九十三条第十八項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

附則第九十三条第二十一項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の三十四第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百十七条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項

附則第九十六条の表第六十一条の三第一項の項を次のように改める。

第六十一条の三第一項	第六十八条の六十四第一項	旧効力措置法第六十八条の六十四第一項
	適格事後設立	適格現物分配
	第六十八条の六十四第二項	旧効力措置法第六十八条の六十四第二項

附則第百十七条第十五項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十五条の二第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十五条の二第二項
第三項	適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
	適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
	又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
	又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
	第四十五条の二第二項	旧効力措置法第四十五条の二第二項

附則第百十七条第十八項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

附則第百十七条第二十一項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第三項	第四十七条第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第三項
第四項	適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
	適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等